一般社団法人日本放射線安全管理学会倫理に関する規程

(総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本放射線安全管理学会(以下「本会」という)会員が行 う学術研究および学会活動の諸行為が、関連法令等を確実に遵守し、適正かつ円滑 に行われるように定めるものである。
 - 2. 会員は、本規程の解釈に関して疑義が生じた場合、または本規程にない事項で倫理に関して疑義が生じた場合は、本会に相談することができる。

(適用範囲)

第2条 本規程は、会員が行う学術研究発表(論文発表を含む)における倫理、本会が行う 学術研究および事業における倫理を含む。

(基本姿勢)

- 第3条 会員は、すべての人間の基本的人権を認め、適正に学術研究および学会活動を行う。
 - 2. 人間以外の動物も含めたすべての生命の重さを最優先することに留意し、放射線安全管理学における学術活動とそれに関連する諸活動にたずさわる。
 - 3. 会員は、本規程を遵守して活動しなければならず、本規程に定められていない事項についても、その制定の趣旨を正しく理解して行動しなければならない。

(会員としての自覚と責任)

第4条 会員は、自らの研究・実践活動が地球環境、人類、社会、教育、および職業に対して責務のあることを自覚し、地球環境、人類、社会、教育、および職業の健全な発展に貢献することを目指すものとする。

(研究者の責務)

第5条 主体となって研究を行う本会の会員およびそのグループ(以下「研究者等」)は、研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの記録保持や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、重複発表、二重投稿などの不正行為を行ってはならず、またそのような行為に加担してはならない。

(共同研究者の責任)

第6条 共同研究者は、研究を実施する研究チームに属し、学術大会や論文等で研究発表を 行う場合に、共著者として連名されるすべての研究者をいう。研究者等は、本人の 同意なしでは、個人を共同研究者として研究チームに含めることはできず、また、 共著者として連名に含めてはならない。

- 2. 研究者等は、研究についての実験や知的活動などに貢献しない個人を、共同研究者としてならない。
- 3. すべての共同研究者は、当該研究への貢献の程度に応じて、研究者としての責務を負う。

(個人情報)

- 第7条 会員は、学会活動上または業務上知り得た事項に関しては、専門家としての判断の下に必要と認められる個人情報以外の個人情報の内容を他に漏らしてはならず、研究の公表に際して特定の個人情報を用いる場合には、研究対象者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。
 - 2. 個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

(公平性の確保)

第8条 会員は、人種、性別、年齢、地位、所属、思想、宗教などによって個人を差別せず、 個人の人権と人格を尊重する。また、個人の自由を尊重し、公平に対応する。

(利益相反)

- 第9条 利益相反とは、経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な 判断が損なわれる、または損なわれる可能性があると第三者から懸念される事態 をいう。
 - 2. 研究者等は、研究または学術発表を行う場合に企業等から金銭・物品・株式等の供与を受けるときは、それを申告しなければならない。
 - 3. 研究者等は、科学的中立性が損なわれる可能性がある場合は、企業名や特定の企業を同定できる語句を研究のテーマや、学術発表のタイトルに含めてはならない。
 - 4. 会員は、職業的専門家としての判断または業務上の判断を行うにあたり、先入観をもたず、利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持しなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第10条 会員は、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなどにあたる行為をしてはならない。

(倫理委員会)

- 第11条 本規程の趣旨を達成するため、本会に倫理委員会を置く。
 - 2. 倫理委員会は、本規程の違反の申告を受けた案件について、倫理的および社会的観点から調査・検討し、その審議結果を理事会に報告することを任務とする。

(倫理の遵守と審査)

- 第12条 本規程は、本会に所属するすべての関係者に遵守を求めるものであり、会員は、本 規程を十分に理解し、これに違反することがないように常に注意しなければなら ない。
 - 2. 本規程に係る事項において審議が必要な場合は、倫理委員会により必要な調査および審査を行う。
 - 3. 本規程に違反するとの申告を受けた場合は、申告理由、申告者氏名・所属を明記の上、倫理委員会委員長に提出する。
 - 4. 会員は、違反の申告が発生したときは、倫理委員会の調査を受けることがある。
 - 5. 違反の事実が判明した場合、本会は会員の所属する施設の責任者に通告することがある。

(倫理委員会の組織)

- 第13条 倫理委員会は、理事を含む会員 5 名以上の委員よって組織される。なお、男女両性で構成されなければならない。ただし、その他必要と認めた者を含めることができる。
 - 2. 前項の委員は倫理委員会委員長の推薦により理事会の承認を得る。

(任期)

- 第14条 委員の任期は、原則として 2 年とする。委員に欠員が生じたときは後任を選任する。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2. 前項の委員は、再任することができる。

(委員長および招集)

- 第15条 倫理委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。
 - 2. 委員長は、倫理に係る案件の申告を受けた場合に、倫理委員会を招集し、その議長となる。
 - 3. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

- 第16条 倫理委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ審議できない。
 - 2. 審査対象となる案件に関係のある委員は、当該案件の審議および議決に加わることができない。
 - 3. 倫理委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第17条 倫理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

付則

- 1. 本規程は理事会の議決により改定することができる。
- 2. この規程は、令和5年8月9日から施行する。